

## ポイント

### (運営委員会運営規程の変更(案)及び 運営委員会運営細則の廃止(案))

- 1 運営委員会の運営については、「運営委員会運営規程」(以下「規程」という。)及び「運営委員会運営細則」(以下「細則」という。)において定めているところ。
- 2 今般、令和5年4月、基金内の組織改編を行ったことに伴って、運営委員会の庶務を担う部署名について規程の変更を行うこととする。
- 3 その際、「やむを得ない事情により会議を開くことが困難」な場合の議決について、現行では規程及び細則に分けて規定しているところ、細則を規程に一本化することとし、細則は廃止することとする。